

第14 火花を生ずる設備

1 用語の定義

- (1) 火花を生ずる設備とは、設備を操作する際に静電気の放電による火花、機械的火花等を発生し、かつ、その火花発生部分において可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。火花の発生する部分と微粉の発生する部分が離れており、かつ、火災の発生するおそれのない場合は、条例第10条の設備としては取り扱わない。
- なお、火花を生ずる設備には条例第10条に掲げる設備以外に、粉碎機、研磨機、切削機等がある。
- (2) ゴムスプレッダーとは、布等にゴムを引く設備をいう。
- (3) 起毛機とは、生地を毛ばたてる設備をいう。
- (4) 反毛機とは、原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備をいう。

2 条例等の運用

条例第10条の運用にあつては、第14-1表によること。

第14-1表

火災予防対策	有効措置	
静電気等の除去対策	室内の湿気調整	相対湿度65%以上にして静電気蓄積を制御
	空気のイオン化	放射性物質を使用し静電気発生を抑制
		高電圧コロナ放電除電器等を使用
静電気が発生する部分に直接措置するもの	電気の不良導体（紙、ゴム、繊維等）中の電荷を除去するため、不良導体部分に接地された金属ブラシ等を接触させる。	
可燃性微粉等の除去対策	可燃性蒸気に対する有効措置	蒸気濃度が爆発下限界の30%以上にならないよう換気能力を設定する。
	可燃性微粉に対する有効措置	① 粉じん爆発のおそれがないように換気能力を設定 ※ ② 微粉の堆積防止のため清掃等を実施

※ 換気能力については、強制換気措置に限らず外気に面する有効な開口部も含まれる。